

4 最近の受注調整（官公需）事件

件名 措置年月日	内容
平成29年（措）第5号 防衛装備庁が発注するビニロン又は難燃ビニロンを材料として使用する繊維製品の入札参加業者に対する件 平成29年3月10日	防衛装備庁が発注する特定ビニロン製品について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
平成29年（措）第4号 地方公共団体等が宮城県又は福島県の区域を施工場所として発注する施設園芸用施設の建設工事の工事業者に対する件 平成29年2月16日	地方公共団体等が、宮城県又は福島県の区域を施工場所として発注する特定施設園芸用施設工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
平成29年（措）第1号 消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する件 平成29年2月2日	市町村等が発注する特定消防救急デジタル無線機器について、共同して、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるように合意していた。
平成28年（措）第10号 東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者に対する件 平成28年9月21日	東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように合意していた。
平成28年（措）第9号 東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者に対する件 平成28年9月6日	東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
平成28年（措）第1号～第3号 東北地区、新潟地区及び北陸地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件 平成28年2月5日	東北地区の地方公共団体が発注する特定ポリ塩化アルミニウムについて、共同して、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。（第1号）
	新潟地区の地方公共団体が発注する特定ポリ塩化アルミニウムについて、共同して、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。（第2号）
	北陸地区の地方公共団体が発注する特定ポリ塩化アルミニウムについて、共同して、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。（第3号）

5 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年法律第五十四号）

【定義】

第二条 （略）

②～⑤ （略）

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨ （略）

【私的独占又は不当な取引制限の禁止】

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

【排除措置】

第七条 （略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四 （略）